平成２９年（フ）第１９４号
沖縄県中頭郡中城村字伊舎堂284番地58
債務者　堀口　美咲
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　當眞　正姫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１６３４号
愛知県東海市富木島町東長口55番地の43　上野台総和寮（516号）、従前の住所愛知県大府市長草町東忍場25番地　グローリーしらは102号
債務者　大澤　賢人
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤もゆる
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７３４号
大阪市東成区東小橋１丁目８番23―605号
債務者　Ｓａｌｏｎ　ｄｅ　Ｓａｎｓｅｒｉｔｅこと　植松　　愛
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田興治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２９号
釧路市鳥取大通３丁目２番16号　五光マンション201号室
債務者　加藤真智子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
釧路地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２２号
秋田県湯沢市字中野20番地９　中野コーポ３
債務者　後藤　光一
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成３０年（フ）第１１６号
北九州市戸畑区牧山１丁目１番47―401号
債務者　竹林　　愿
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第４９号
埼玉県熊谷市千代205番地10、旧住所埼玉県熊谷市宮前町２丁目104番地　サルーテ熊谷601号
債務者　牧　　勝美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１２９号
北九州市八幡東区大蔵３丁目１番５―304号
債務者　馬場　春花
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３４号
静岡県湖西市新所原東５番１号
債務者　小椋　正史
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第７３号
静岡県浜松市東区市野町1630番地の４
債務者　山田　月江
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１７号
栃木県足利市八幡町549番地７
債務者　山田　順子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第２６号
北海道旭川市豊岡３条３丁目７番８号　ローヤルマンション１号室
債務者　谷内　慶文
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３１号
北海道旭川市永山５条８丁目３番２号
債務者　折笠　一夫
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３２号
北海道旭川市永山５条８丁目３番２号
債務者　折笠　晴美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５８３号
大阪市住之江区粉浜１丁目５番１号コーポカトレア610
債務者　山本　和世
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部